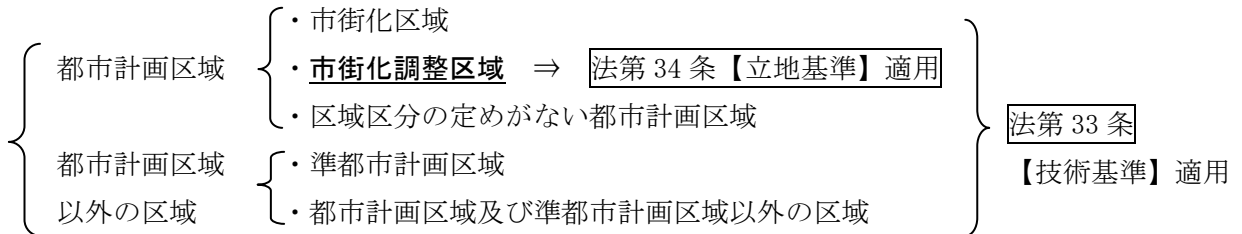


規制の概念図（都市計画法に基づく開発許可）

○ 開発行為の許可（法第 29 条）

次の区域で開発行為（土地の造成や区画分割を伴う行為）を行おうとする者は、あらかじめ、許可権者（県知事、政令市、特例市、事務処理市町の長）の許可を受けなければならない。



- ・市街化区域 ……すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域
- ・**市街化調整区域** ……市街化を抑制すべき区域
- ・区域区分の定めがない都市計画区域 ……市街化区域と市街化調整区域の区分の定めがない区域
- ・準都市計画区域 ……積極的な整備や開発を行う必要はないものの、そのまま放置すれば、用途の混在や農地の侵食等が生じるおそれがある区域

○市街化調整区域における開発許可

第 34 条【立地基準】一第 1 号～第 13 号（日用品店舗、農林水産加工施設 等）
 一第 14 号（開発審査会の議を経て許可できるもの）

< 開発審査会の議を経る場合の開発許可の流れ >

